

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野市長

公表日

令和8年3月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「国年法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の国民年金事務で取り扱う。 ①住民からの取得届、転入届に基づき、個人を単位とする国民年金加入資格得喪情報等を編成し、被保険者名簿を作成 ②転居届、転出届、出国届等の届出又は職権に基づく被保険者名簿への住民記録情報の記載、削除又は記載の修正・変更 ③被保険者の正確な記録を確保するための措置 ④保険料納付困難者等からの免除申請受付 ⑤老齢基礎年金ほか請求手続きに関する受付 ⑥年金事務所が実施する未納者対策に係る適用勧奨や免除勧奨に必要な情報提供 ⑦受理した届書等の日本年金機構への送付進達及び厚生労働大臣への報告
③システムの名称	国民年金システム 宛名システム(国民健康保険・国民年金システム内機能) 総合窓口支援システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 国保・高齢者医療課(国民年金室)
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	長野市総務部文書情報管理課 〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話026-224-5160
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長野市保健福祉部国保・高齢者医療課国民年金室 〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地 電話026-224-5026
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年2月10日 時点
<p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年2月10日 時点
<p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満</p>	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
<p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得等取扱いについて、事務処理手順をマニュアル化し事務取扱担当者間で共有している。毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。必要な内部監査等も実施している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー取得等取扱いについて、事務処理手順をマニュアル化し事務取扱担当者間で共有している。毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施している。各研修においては、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。必要な内部監査等も実施している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 基本情報 4. 個人番号の利用※ 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番31	①番号法第9条第1項 別表第一 項番31 ②番号法別表第一の主務省令で定める命令第24条の2	事後	重要な変更には当たらない。 法令改正等による省令の追加。
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	[○]本人または本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(戸籍・住民記録課) [○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) []地方公共団体・地方独立行政法人 []民間事業者 []その他	[○]本人または本人の代理人 [○]評価実施機関内の他部署(市民窓口課) [○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) []地方公共団体・地方独立行政法人 []民間事業者 []その他	事後	重要な変更には当たらない。 組織の名称変更。
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	【保健福祉部】国民健康保険課(国民年金室)、 【市民生活部】戸籍・住民記録課、市民窓口課、 27支所(篠ノ井支所、松代支所、若穂支所、川中島支所、更北支所、七二会支所、信更支所、古里支所、柳原支所、浅川支所、大豆島支所、朝陽支所、若槻支所、長沼支所、安茂里支所、小田切支所、芋井支所、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、芹田支所、古牧支所、三輪支所、吉田支所、信州新町支所、中条支所)	【保健福祉部】国民健康保険課(国民年金室)、 【市民生活部】市民窓口課、27支所(篠ノ井支所、松代支所、若穂支所、川中島支所、更北支所、七二会支所、信更支所、古里支所、柳原支所、浅川支所、大豆島支所、朝陽支所、若槻支所、長沼支所、安茂里支所、小田切支所、芋井支所、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、芹田支所、古牧支所、三輪支所、吉田支所、信州新町支所、中条支所)	事後	重要な変更には当たらない。 組織の名称変更。
平成30年3月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[]提供を行っている()件 []移転を行っている()件 [○]行っていない	[○]提供を行っている(1)件 []移転を行っている()件 []行っていない	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成30年3月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1		日本年金機構	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成30年3月5日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠		番号法19条第7号 別表第2の48項、50項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第26条の3、第26条の4	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途		①国民年金第1号被保険者の異動情報の確認 ②保険料免除、老齢基礎・障害基礎、遺族基礎年金等の裁定請求の審査・決定	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成30年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報		①国民年金第1号被保険者の異動情報 ②保険料免除、老齢基礎・障害基礎、遺族基礎年金等の裁定請求に関する情報	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成30年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数		10万人以上100万人未満	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成30年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		国民年金被保険者、受給権者及び保険料免除等の審査対象者	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成30年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑥提供方法		[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]紙	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成30年3月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度		週1回	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスクに対する措置の内容	<p>①住民記録システムからの連携による入手 →システムにより担保</p> <p>②申請・届出資料からの入手 →申請・届出書類等を提出する場合、法令・通達により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。</p> <p>③住基CSの参照による取得 ・住基CSオンライン端末による取得 →国民年金業務に必要な範囲で取得するよう、職員に対する教育を徹底する。 ・バッチ処理による一括取得 →システムにより担保</p> <p>④庁内連携による取得 →システムにより担保</p> <p>⑤その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) →国民年金業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。</p> <p>システム全体としては国民年金事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>	<p>①住民記録システムからの連携による入手 →システムにより担保</p> <p>②申請・届出資料からの入手 →申請・届出書類等を提出する場合、法令・通達により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手の防止に努めている。</p> <p>③庁内連携による取得 →システムにより担保</p> <p>④その他(窓口対応、電話対応、窓口申請書など) →国民年金業務に関係のない情報を入手しないよう、職員に対する教育を徹底する。 窓口申請書は必要な情報のみを記載する様式とする。</p> <p>システム全体としては国民年金事務に必要な項目は入力できないよう制限し、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>	事後	重要な変更には当たらない。個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更。
平成30年4月1日	Ⅲリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	<p>個人情報取扱特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の漏えい禁止 ・再委託の禁止(事前承認した場合を除く。) ・委託業務の目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時における報告義務 ・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務 	<p>個人情報取扱特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止 ・個人情報の漏えい禁止 ・再委託の禁止(事前承認した場合を除く。) ・委託業務の目的以外での個人情報の使用禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・事故発生時における報告義務 ・個人情報が掲載された資料等の返還義務又は廃棄義務 ・事業所内からの個人情報の持出しの禁止 ・個人情報を取り扱う従業員の明確化 ・従業員に対する監督及び教育 ・契約内容の遵守状況に係る報告 ・実地調査の実施 	事後	重要な変更には当たらない。個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月5日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転に関するルール		定めている ・番号法及び関連法令に基づいた事項のみ提供を行う。 ・番号法及び関連法令に基づいた事項以外に、提供する機能をシステム上設けない。	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成30年3月5日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 その他の措置の内容		・外部記録媒体への書き出しは、日本年金機構への進達に関わる用途に限り特定の端末でのみ行う。 ・外部記録媒体は、日本年金機構が指定する方法により暗号化を行い、パスワードは定期的に変更している。 ・日本年金機構へ外部記録媒体及び紙媒体を進達する際は、鍵のかかるジュラルミンケースに入れ、ゆうパックにより発送を行う。	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
平成30年3月5日	Ⅲリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスクへの対策は十分か		十分である	事後	年金システム移行作業、業務運用の見直し、変更などにより、検討、検証、確認等のため、事前提出が行えなかったもの
令和3年7月12日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法19条第7号	番号法19条第8号	事後	重要な変更には当たらない。法令改正による号ズレ。
令和3年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	富士通株式会社 長野支社	富士通Japan株式会社 長野支社	事後	社名の変更 重要な変更には当たらない。
令和5年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 国民健康保険課(国民年金室)	保健福祉部 国保・高齢者医療課(国民年金室)	事後	組織名の変更 重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉部 国民健康保険課(国民年金室)	保健福祉部 国保・高齢者医療課(国民年金室)	事後	組織名の変更 重要な変更には当たらない。
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	【保健福祉部】国民健康保険課(国民年金室)、 【市民生活部】市民窓口課、27支所(篠ノ井支所、松代支所、若穂支所、川中島支所、更北支所、七二会支所、信更支所、古里支所、柳原支所、浅川支所、大豆島支所、朝陽支所、若槻支所、長沼支所、安茂里支所、小田切支所、芋井支所、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、芹田支所、古牧支所、三輪支所、吉田支所、信州新町支所、中条支所)	【保健福祉部】国保・高齢者医療課(国民年金室)、 【地域・市民生活部】市民窓口課、27支所(篠ノ井支所、松代支所、若穂支所、川中島支所、更北支所、七二会支所、信更支所、古里支所、柳原支所、浅川支所、大豆島支所、朝陽支所、若槻支所、長沼支所、安茂里支所、小田切支所、芋井支所、豊野支所、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、芹田支所、古牧支所、三輪支所、吉田支所、信州新町支所、中条支所)	事後	組織名の変更 重要な変更には当たらない。
令和5年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	・国民年金届等の際に入手する場合は、年金手帳とその他本人確認書類で突合を行う。 ・日本年金機構で新たに基礎年金番号が生成された場合は、日本年金機構へ照合し突合を行う。	・国民年金届等の際に入手する場合は、年金手帳とその他本人確認書類で突合を行う。 ・日本年金機構で新たに基礎年金番号が生成された場合は、日本年金機構へ照合し突合を行う。	事後	年金手帳の交付廃止に伴う事務の概要変更。 重要な変更には当たらない。
令和5年4月1日	VI 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部 庶務課 情報管理室	総務部 総務課 文書情報管理室	事後	組織名の変更 重要な変更には当たらない。
令和5年4月1日	VI 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健福祉部 国民健康保険課(国民年金室)	保健福祉部 国保・高齢者医療課(国民年金室)	事後	組織名の変更 重要な変更には当たらない。
令和6年2月26日	VI 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	総務部 総務課 文書情報管理室	総務部 文書情報管理課	事後	組織名の変更 重要な変更には当たらない。
令和8年3月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月6日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和8年3月6日	Ⅳリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	